

深川市農業委員会総会議事録  
( 第 6 回 )

令和元年9月27日

開 会 9 時 0 0 分  
閉 会 9 時 1 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之		○
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第6回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和元年9月27日(金) 9時00分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                  |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外25名             |
| 4 説明員  | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事 |
| 5 書記   | 田所主事                     |

矢櫃局長

開会宣言(9時00分)

只今から、令和元年度第6回深川市農業委員会総会を開催致します。本日、坂谷内委員から欠席の届出がありましたのでご報告致します。それでは会長よりご挨拶を頂きまして議事に入らせて頂きます。

菊入会長

皆さんおはようございます。稲刈りも終盤を迎えて、当初、作況指数は104と伺って期待していましたが、それほど良いとも感じておりませんし、品質も思っていた程良いとは感じておりません。昨年の不作分を取り返すには、水稻だけでは難しいなど考えているところがございます。これから大豆等の収穫があり、まだまだ忙しい日々が続くと思います。私事ですが、稲刈りの最中に体調を崩してしまいましたので、あまり無理をしすぎないよう皆さんも気をつけて頂きたいと思います。新聞等では日米貿易協定の合意に関する報道がされており、政府は10月に行われる臨時国会での承認を目指しているということです。今後の日本農業への影響が心配される場所ですが、悪影響が無いよう様々な立場で国に訴えていこうと思っております。それでは総会に入っていきたいと思っております。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

議席番号1番 藤原委員、2番 山田委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を、局長から報告します。

矢櫃局長

それでは私から、8月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご報告申し上げます。8月26日、第5回農業委員会総会をこの場で開催しております。27日から29日にかけて、農地情報公開システム実務担当者操作研修会が札幌市にて開催され、27日及び28日に主査が参加し、29日には主幹が参加しております。30日、神童土地改良区断水式が執り行われ会長職務代理が出席し、深川土地改良区・秋季例大祭並びに断水式には会長が出席しております。9月に入りまして、5日、道内市町村職員を対象とした地方公務員法研修が翌日の6日までの日程で札幌市にて開催され、田所主事が参加しております。10日、第3回市議会定例会が27日までの日程で開催され、12日には北名議員から、農業行政についてのご質問があり、会長から過去3年間における農地の移動の件数と面積及び新規就農者の件数とその内容をそれぞれ答弁しております。10日、農業者年金基金第33回運営評議会が東京都にて開催され、会長が委員として出席しております。同日、深川市農業対策協議会幹事会及び秋の味覚市&こめっち新米フェスタ第2回実行委員会がきたそらち農協営農センターにて開催され、私が出席しております。25日、北海道農業会議常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

菊入会長	次に、日程第3、報告に入ります。初めに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
畑山主査	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告致します。今月は3件で、番号1番は賃貸に係るあっせん申し出、番号2番、3番は売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番が令和元年9月2日、番号2番、3番は令和元年9月10日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。 続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
河崎主任	農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告致します。今月は1件で、新法分でございます。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。 続いて、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
田所主事	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたので報告致します。今月は5件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、平成23年度の農地利用状況調査において、番号2番は、平成20年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2-1(1)一カの農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合により1番は原野、2番は雑種地として交付しております。番号3番と4番は、農業委員会内規2-1(1)一クの公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、会長専決により田として交付しております。番号5番は平成4年2月21日付で農地法第4条の転用許可を受けており、農業委員会内規2-1(1)一アの法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、宅地として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第4、議案に入ります。
畑山主査	初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。 記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願い致します。今月は1件で、番号1番は貸主が貸付地を公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については令和元年9月10日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりでございます。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)

菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願い致します。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・申請理由・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告頂いており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願い致します。今月は2件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この2件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入する予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、ご審議をお願い致します。今月は5件で、1番が賃貸の案件、2番から5番までが売買の案件です。番号1番は契約期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、期間は5年間です。番号2番、3番、4番、5番は貸付地をそのまま受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなり、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p>

河崎主任	<p>続いて、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議をお願いします。報告のありました法人数は14件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これらの法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号1番で安藤委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 9時15分)</p>